

本研究会における当面の検討事項

- 当面は、中間整理報告書において「迅速に検討し、対外的に発信していく」とされた「権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルール」（「誠実交渉指針」）の策定に向けて検討を行う。

【各検討事項に関する今後の方向性（本研究会 中間整理報告書（令和3年7月26日））】

（１）世界的な異業種間SEPライセンス紛争の活発化と我が国企業が置かれた状況について

今後も異業種間のSEP紛争の増加が見込まれる中、我が国の多様な産業が紛争に巻き込まれるリスクにさらされている。政府としても、研究開発の支援のみならず、我が国産業の発展に繋げる観点からライセンス紛争への対応策を検討し、その結果を対外的に発信していく。

（２）ライセンス先とライセンス条件の在り方について当事者間の主張に大きな隔たりがある中、交渉過程に関する当事者間での情報提供等のルールの必要性の有無等について

ライセンス交渉過程の透明性・予見可能性の向上を通じて適正な取引環境を実現するため、国際的な動向も踏まえつつ、政府として、権利者・実施者双方が則るべき誠実交渉のルールを迅速に検討し、対外的に発信していく。

（３）パテントプールについて

SEPが増加していく中で、パテントプールが一つ的手段として活用されていくという前提に立ち、政府として、パテントプールにおけるライセンス条件等の透明性確保を通じて誠実交渉を促すための仕組みについて検討する。

（４）複数企業による共同ライセンス交渉について

水平的な共同交渉について、政府として、まずは競争法上の懸念を生じさせない共同交渉の在り方を検討する。

（５）サプライチェーン内での負担について

特許補償などサプライチェーン内での負担の在り方については、個々の事情によって大きく異なり、単一のルールを決めることは難しいとの意見もあることから、政府としては、より大きな方向性（半導体の供給からサービスの提供まで含めた商流全体での負担配分 等）についての検討や事実関係の把握に取り組むことが重要。